

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %</u> 手数料負担者は求人者とします。

返戻金制度
当社より求人者に紹介し採用された求職者が短期間の内に求職者都合退職、もしくは求職者の責めに帰すべき事由で解雇された場合、頂戴した紹介手数料の一部を払い戻す返戻金制度があります。返戻金額は下記の通りです。 ・入社日から1カ月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の80% ・入社日から1カ月超3カ月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の50% ・入社日から3カ月超6カ月以内に雇用契約が終了した場合：報酬の5%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	44－ユ－300164
事業所の名称	株式会社 大分銀行
及び所在地	大分市府内町三丁目4番1号